

令和8年生駒市農業委員会1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年1月13日(火)午後3時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角 ひろ子	2番	奥野 通孝
3番	田中 良治	4番	稲葉 健三
5番	今井 正徳	7番	松尾 克巳
8番	岡田 啓秀	9番	有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄	影林 則昭
池田 典夫	池谷 初英
前田 隆男	棚田 秀治
谷野 諭	

説明者 事務局 局長 松井 伸幸
係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

欠席者 岩前 利典

傍聴者 2名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料
- 令和8年度委員会予定表(案)
- 農政なら

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と7番 松尾委員、8番 岡田委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1～7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、生駒北学校給食センターの南東約350mのところに
ある高山町地内の農地

申請理由について

譲渡人は関東在住で、管理が困難なことから今回売買される。譲受人は農地の近くにお
住まいで、耕作に便利ということで今般購入される次第である。本農地では、多品目の野菜
を栽培する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具はすでに所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

No.8、9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、生駒北学校給食センターの東約400mのところにある
高山町地内の農地

No.10の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、生駒北学校給食センターの北側にある高山町地内の
農地

申請理由について

譲渡人が弟で譲受人が兄の、兄弟間での贈与である。本農地では、果樹を栽培する予定
である。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行っている。

No.11～15の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、近鉄生駒線東山駅の北東約200mのところにある乙田町地内の農地

申請理由について

譲渡人、譲受人は叔父、甥の関係で、譲渡人には後継者がいないため、以前に使用貸借の手続きを取り、譲受人が耕作されてきたが、後ほど報告するが、貸借を解約し、譲受人に贈与されるとのことである。本農地では、引き続き水稻栽培をする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具は所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.16の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、近鉄けいはんな線白庭台駅の北東約300mのところにある上町地内の農地

申請理由について

当該農地は譲渡人が持ち分3分の1、譲受人が持ち分3分の2で共有しているが、譲渡人は県外在住であるため、譲渡人の持分売買により譲受人の単独所有にされるとのことである。また、当該農地は賃貸借契約がなされており、引き続き耕作は賃借人が行うとのことである。本農地では、水稻栽培をされている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.17の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、阪奈道路生駒ICの北約100mのところにある俵口町地内の農地

申請理由について

使用借人は当該農地の横で福祉法人を運営しており、当該施設で提供する食事を自ら栽培したいとことで借り受けられる。使用貸人も高齢で息子さんも農業をするのは大変という事で、今般貸し出されることとなった。当該農地は現場確認の際にまだ草が生えていた状態だが、本日草を刈ったという連絡があったため、後日現場確認をして草が刈られていたら決裁をする予定である。本農地では、水稻栽培をされる予定である。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1～10)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 No.1～7の譲渡人は、以前は申請地の近くにお住まいだったが、現在は関東にお住まいで管理が難しいとのことで、譲受人に売買する話が出てきた。譲受人は近所で野菜等を作られており、問題はないかと思う。No.8～10は兄弟間の贈与ということで、問題等はないかと思う。
 - 議長 議案第1号(No.11～15)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 譲渡人は高齢になり、後継者もないため、譲受人に贈与したいという事である。先ほど事務局が説明したように、譲受人は以前から貸借契約で耕作されており、それを解除して今回贈与されるため、耕作についても問題はないかと思う。
 - 議長 議案第1号(No.16)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 申請地の3分の1を所有されていた譲渡人が3分の2を所有されている譲受人に売買にて申請地を渡す。譲受人の国籍は日本だと聞いている。今回申請された農地は以前から賃貸契約を結ばれており、申請地の近くの方が耕作されており今後も引き続き耕作されると聞いている。
 - 議長 議案第1号(No.17)について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 8日の現地調査の時に同行できなかったため、9日に現地を見に行った。申請地は草が生い茂っており、草刈りをすれば問題ないと思う。先ほど事務局が言っていたように今は草刈りをされたようだ。使用借人は道路を挟んだ向かい側で福祉法人を運営されており、お米を作ってそれを当該施設で使用したいという事である。使用借人は東大阪でも農業をされており、問題はないかと思う。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼
- 主査 [議案読み上げ]

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

今回の場合は貸借権の移転という事で、直接貸し人から借り人への手続きとなる。

No.1及び10の申請地の位置について

生駒北学校給食センターの東約40mのところの位置する高山町地内の農地

No.2～9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-3)で、生駒北学校給食センターの東約450mのところの位置する高山町地内の農地

申請理由について

当該農地は元々は個人で貸借していたが、法人設立に伴い、名義を法人にするために手続きがなされた次第である。本農地では、イチゴを栽培されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 今までは個人の名前でイチゴを栽培されていたが、法人設立に伴い今回の申請があった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 賃借料だが、これは地元の評価価格で査定されているのか。
- 主査 以前は標準小作料というのがあり、それに基づき賃借料を定めていたが、それがなくなった。今は当事者間の話し合いにより金額は決まってくる。金額に関しては色んな算定基準があると思うが、算定基準までは聞いていない。あまりにも高額だと営農に支障をきたすという事で、なら担い手農地サポートセンターから指導はあるようだ。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号 「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～5、7、8、11、13、14、15については相続により所有権を、No.6、9、10、12については相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転を伴う農地転用である。

No.1については地図番号(5)で、小平尾町の大型商業施設の南側に位置する小平尾町地内の農地で、青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

先ほどの議案第1号でご審議いただいた農地である。

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

生産緑地の指定を受けた農地において、生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能となる故障が生じた場合、生産緑地に指定されている農地の市町村へ買い取り申出を行なうことができることになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。具体的には制限が解除されれば農地法の手続きをすれば転用行為が可能となる。この一連の手続は、生駒市都市づくり推進課が窓口として行うが、主たる従事者が農業に従事できなくなるのが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者を確認する必要があるが、生駒市都市づくり推進課では確認できないため、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1、2については、昭和54年に農地法第4条の届出がなされていた農地で、No.3については、昭和42年に農地法第5条の許可を受けた農地である。No.4については、数十年前から耕作されなくなったことから山林化しており、また、営農するには面積的に狭小である。No.5、6についても、数十年前から宅地への進入用地として利用されている。No.7についても、数十年前から宅地の一部として利用されている。No.8については、数十年前から駐車場として利用されている。No.9については、平成7年に農地法第4条の届出がなされていたもので、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第6号「農地転用許可の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 鹿畑町の農地を紹介

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主査 時効取得に係る弁護士相談結果の報告

○係長 令和8年度委員会予定表について説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和8年2月9日(月)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和8年2月5日(木)

2月4日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時22分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 7番

農業委員 8番
